

「多摩市諏訪二丁目 14 番 1 公募貸付」に対する質疑と回答

令和 7 年 10 月 1 日

質疑 1：敷地内に自動販売機等の設置をすることは可能でしょうか。

回答 1：可能です。

質疑 2：法面部分の除草作業について、除草方法の指定はございますでしょうか。

回答 2：基本的に除草剤を使用しない、草刈り機等を使用した草刈作業を想定しています。（9 月 18 日回答分の回答 2 をご参照ください。）

質疑 3：「入札書」（様式 7）の注意事項に「代理人による入札は、委任状を提出している場合に限ります。」と記載がございますが、委任状の様式はございますでしょうか。

また、入札参加者（法人）の社員が代表者を代理する場合も委任状の提出は必要でしょうか。

回答 3：委任状の様式指定はございません。また、同法人の社員として代表者を代理する場合は委任状を不要とします。

質疑 4：法面の現状は境界部分の一部（約 5 m 幅）草刈りがされていますが、この状態での貸付でしょうか？

回答 4：現地確認していただいた状態での貸付という形になります。

質疑 5：現状、一部草刈りをした発生材が残置されていますが、借受後も刈りっぱなしでよいのでしょうか。

回答 5：草刈り後は処分をしていただきます。

なお、現地確認をしていただいた時点では、当市が依頼していた草刈の期間中は残置されていた可能性がございますが、現時点で残置物の処分はされています。なお、ごみの不法投棄等があった場合は借受人に処分していただきます。

質疑 6：発生材の処分まで含めると 1 回の除草費用は数百万円かかると思われますので、当然、年に 1 回の除草で見積もる予定ですが、使用では少なくとも年に 1 回とあります。年に 1 回では不足する状況があるのでしょうか。

回答 6：時期の指定等はいませんが、最低でも年に 1 回は草刈りを行っていただきます。「少なくとも」という言葉を入れた意図は、近隣からの陳情等により

草刈り作業を追加で実施していただく可能性がないとも限らないためです。

質疑 7：自転車やバイクの月極及び、時間貸の運営は可能でしょうか。

回答 7：自動車の駐車場運営のみを想定していますが、自動車の駐車場運営に加え、自転車やバイクの月極及び時間貸駐輪場等を運営することについて制限するものではありません。

質疑 8：①月極駐車場として第三者と月極使用契約を締結することは、転貸の禁止事項に該当しますか？

②また、月極駐車場の一部をまとめて月極駐車場仲介会社と賃貸借契約を締結することは、転貸の禁止事項に該当しますか？

回答 8：①月極駐車場として第三者と月極使用契約を締結することは可能です。

②月極駐車場仲介会社と賃貸借契約を結ぶことは転貸の禁止事項にあたるため、不可としますが、一部業務を委託していただくことは可能となります。